

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第1区分
 【発行日】平成28年8月18日(2016.8.18)

【公開番号】特開2016-120498(P2016-120498A)
 【公開日】平成28年7月7日(2016.7.7)
 【年通号数】公開・登録公報2016-040
 【出願番号】特願2016-75495(P2016-75495)
 【国際特許分類】

B 0 1 J 19/32 (2006.01)

B 0 1 D 53/18 (2006.01)

【F I】

B 0 1 J 19/32

B 0 1 D 53/18 1 3 0

【手続補正書】

【提出日】平成28年6月16日(2016.6.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

気体の流れから液体吸収剤に1つ以上の気体の成分を吸収する、或いは、1つ以上の気体の成分を帯びた液体吸収剤を精製するための装置において使用される構造化充填物であって、

前記構造化充填物が、第1のうねを有する第1の層を備え、

前記第1のうねによって複数の第1の開放通路が形成され、

前記複数の第1の開放通路のうちの一つが、第1のうねの谷、第1のうねの山及び第2のうねの山を含み、

前記第1のうねの山と前記第2のうねの山との間に前記第1のうねの谷があり、

前記第1のうねの山が、第1の頂部を有し、前記第2のうねの山が、第2の頂部を有し、前記第1のうねの谷が、第1の谷底を有し、

前記第1の頂部の延在している方向に沿って第1のへこみが、前記第1のうねの山の前記第1の頂部に形成され、

前記第2の頂部の延在している方向に沿って第2のへこみが、前記第2のうねの山の前記第2の頂部に形成され、

前記第1のへこみの少なくとも一つの点での前記第1のうねの谷の前記第1の谷底からの垂直間隔が、前記第1のうねの谷の前記第1の谷底から前記第1の頂部までの垂直間隔よりも狭くなっており、

前記構造化充填物が、前記第1の層の上に設けられた、第2のうねを有する第2の層を更に備え、

前記第2のうねによって複数の第2の開放通路が形成され、

前記複数の第2の開放通路のうちの一つが、第2のうねの谷、第3のうねの山及び第4のうねの山を含み、

前記第3のうねの山と前記第4のうねの山との間に前記第2のうねの谷があり、

前記第3のうねの山が、第3の頂部を有し、前記第4のうねの山が、第4の頂部を有し、前記第2のうねの谷が、第2の谷底を有し、

前記第1の層及び前記第2の層が、前記複数の第1の開放通路と前記複数の第2の開放

通路とが交差するように配置され、

前記第 1 の層が前記第 2 の層と前記第 1 及び第 2 の頂部と前記第 2 の谷底とを介して接触し、

前記第 1 及び第 2 の頂部と前記第 2 の谷底とを介した接触が、前記第 1 のへこみ、或いは前記第 2 のへこみの各々で分断され、

前記第 1 のへこみ、前記第 2 のへこみは、それぞれ前記第 1 の頂部、前記第 2 の頂部の塑性変形によって形成されていることを特徴とする構造化充填物。

【請求項 2】

前記第 1 及び第 2 の頂部の少なくとも一部が縁として構築されている、請求項 1 に記載の構造化充填物。

【請求項 3】

前記第 1 のうねの谷が V 字形に構築されている、請求項 1 又は請求項 2 に記載の構造化充填物。

【請求項 4】

前記第 2 の谷底の延在している方向に沿って第 3 のへこみが、前記第 2 のうねの谷の前記第 2 の谷底に形成されている、請求項 1 から請求項 3 までのいずれかに記載の構造化充填物。

【請求項 5】

前記第 1 のへこみ、前記第 2 のへこみが、それぞれ前記第 1 の頂部、前記第 2 の頂部の長さの最大 75% に及ぶ長さにわたって延在している、請求項 1 から請求項 4 までのいずれかに記載の構造化充填物。

【請求項 6】

山が各へこみの中間に配置されている、請求項 1 から請求項 5 までのいずれか一項に記載の構造化充填物。

【請求項 7】

前記第 1 又は第 2 の層のうちの少なくとも一方が開口を備える、請求項 1 から請求項 6 までのいずれか一項に記載の構造化充填物。